平成２１年（フ）第７２３号
愛媛県松山市祝谷５丁目３番２号
債務者　向成　弥生
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７２６号
愛媛県松山市古三津３丁目26番４号　古三津団地４棟７号
債務者　戒能　清美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９３８号
熊本市本荘町674番地
債務者　溝上　房義
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０７０号
熊本県熊本市小島７丁目４番２―106号
債務者　後藤千恵美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９０号
鹿児島県曽於市財部町下財部2137番地１
債務者　黒木　理衣
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
鹿児島県姶良郡姶良町西餅田2837番地12
債務者　二宮　一郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
鹿児島県姶良郡湧水町川西2492―10　永山住宅５号室永野三成方、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町川添2018番地15
債務者　永野　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1411番地３　ハイツレアン101
債務者　河野　義富
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
鹿児島県霧島市国分重久380番地　重久団地５―405
債務者　久志　考平
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2707番地１　ナガトモ姶良ビル403号
債務者　坂口　里香
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原208番地２　県営屋宜原団地403号
債務者　喜納　政治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原208番地２　県営屋宜原団地403号
債務者　玉城　和子（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３２２号
沖縄県島尻郡久米島町字宇根1804番地
債務者　佐久田いすず（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３９０号
沖縄県浦添市大平１丁目12番５号
債務者　名嘉　義行
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３９９号
沖縄県南城市玉城字船越980番地　城マンション405号
債務者　仲地美智子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４１４号
沖縄県島尻郡久米島町字比嘉150番地の15　平政アパート201
債務者　大山　正直
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４１８号
沖縄県那覇市松山１丁目33番７号　タツモトビル401
債務者　仲本　由美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部